

大分県高齢者福祉課

平成 27 年 2 月 20 日発行

# O I T A かいごだより



## ●平成 27 年度介護報酬改定について

社会保障審議会介護給付費分科会において、平成 27 年度介護報酬改定案の諮問・答申が 2 月 6 日に行われました。

### <平成 27 年度介護報酬改定に係る基本的考え方>

- 2025 年（平成 37 年）に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、平成 26 年度制度改正の趣旨を踏まえ、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方にに基づき行う。
- これらとともに、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体で▲ 2. 27%とする。

(参考)

介護報酬改定率 ▲ 2. 27%

内訳①…在宅分▲ 1. 42%、施設分▲ 0. 85%※

内訳②…処遇改善：+ 1. 65%、介護サービスの充実：+ 0. 56%、その他：▲ 4. 48%

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護分は、在宅分に含んでいる。  
(施設分は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

### <主な改正点>

- ・基本報酬の見直し（引下げ等）
- ・介護職員処遇改善加算…現行の枠組を維持しつつ、更なる上乘せ評価を実施（加算 I を新設）
- ・サービス提供体制強化加算…新たに、介護福祉士の配置割合がより高い状況の評価
- ・集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し（減算の強化等）等

介護報酬改定案の詳細及び各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容については、下記のホームページで確認してください。

【ホームページ】 社会保障審議会（介護給付費分科会） <厚生労働省>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>

→ 第 119 回社会保障審議会介護給付費分科会資料 1 - 1 ~ 4

なお、介護報酬改定の説明会を次ページ上段の日程で、大分市のホルトホール大会議室において開催します（開催通知文書を別途発送予定）。 ※今回の説明会は、大分市との合同開催

### 【目次】

- 平成 27 年度介護報酬改定について
- 通所系事業所の規模の確認について
- 事業所評価加算の適合事業所
- 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算に関する書類の提出について
- 介護予防・日常生活支援総合事業の指定を不要とする申出書について
- マイナンバー制度について
- 能力開発啓発セミナー～魅力的な職場環境を実現するために～

## <介護報酬改定説明会>

開催日	時間	対象事業所
3月17日(火)	10:00~12:00	訪問介護、訪問入浴介護、特定施設
	13:30~16:30	居宅介護支援、短期入所生活介護、介護老人福祉施設
3月18日(水)	10:00~12:00	通所介護
	13:30~16:30	訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

※福祉用具貸与については、改正の内容を文書によりお知らせする予定です。(居宅療養管理指導については、対応の予定なし)

### ●通所系事業所の規模の確認について

通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所(以下「通所系事業所」という。)においては、事業所の規模に応じて報酬が設定されています。

#### 【通所介護事業所】

区分	施設基準
小規模型	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人以内
通常規模型	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人を超え750人以内
大規模型(Ⅰ)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超え900人以内
大規模型(Ⅱ)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人超

#### 【通所リハビリテーション事業所】

区分	施設基準
通常規模型	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人以内
大規模型(Ⅰ)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が750人を超え900人以内
大規模型(Ⅱ)	前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人超

事業所の規模は、前年度(4月から2月まで)の利用者数の実績で決定※されるため、各事業所においては、2月末日経過後、速やかに事業所の規模を「通所事業所規模確認書(別紙18)」により確認し、この書類を事業所で保管(5年間)しておかなければなりません。

※前年度の実績が6月に満たない場合、4月1日において前年度から定員を概ね25%以上変更する場合を除く。

確認の結果、事業所の規模の区分に変更がある場合は、**平成27年3月13日(金)まで(郵送必着)**に所定の様式を提出してください。(区分変更がない場合は、提出不要)

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

#### 【ホームページ】事業所規模による区分の確認について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/zigyousyokibo.html>

## ●事業所評価加算の適合事業所

介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、事業所における効果的なサービスの提供を評価する観点から、介護報酬に「事業所評価加算（1月に120単位）」が設けられています。

今回、評価対象期間（平成26年1月1日～12月31日）における利用者の要支援状態の維持・改善の割合を基に、平成27年度の適合事業所を決定しました。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

### 【ホームページ】事業所評価加算の適合事業所について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/26jigyousyo-hyouka-kasan.html>

## ●居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算に関する書類の提出について

居宅介護支援費については、正当な理由がなく、指定居宅介護事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた指定訪問介護、指定通所介護又は指定福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超えている場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算することとされています。

ついては、**平成26年度後期**における特定事業所集中減算の判定をする必要がありますので、**平成27年3月13日（金）まで**に必要書類を提出してください。

※なお、平成27年度分から、特定の事業所の割合、対象サービスの範囲について改正される予定です。

### 【特定事業所集中減算（26年度後期）の判定期間と減算適用期間】

判定期間	減算適用期間	書類提出期限
平成26年9月1日～27年2月28日	平成27年4月1日～9月30日	平成27年3月13日

### 【提出書類】

- すべての居宅介護支援事業所
  - 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書
- 特定事業所集中減算に係る判定結果が90%を超えているが、正当な理由がある事業所
  - 理由書
  - 再計算書、居宅介護支援事業者別利用者数…必要に応じて提出

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

### 【ホームページ】居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて

<http://www.pref.oita.jp/site/144/syutyugensan.html>

### 《お問合せ先》

大分県高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL：097-506-2692

## ●介護予防・日常生活支援総合事業の指定を不要とする申出書について

平成26年度の介護保険法の改正に伴い、介護予防サービスのうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「介護予防訪問介護等」という。）が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行し、29年4月までに、全ての市町村で要支援者に対する総合事業が開始されることになりました。

その際、サービス事業者及び市町村の負担軽減のため、27年3月31日において介護予防訪問介護等に係る指定介護予防サービスを行う事業者は、27年4月1日において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられました。

ただし、当該事業者が27年3月31日までに、総合事業のみなし指定を不要とする別段の申出をしたときは、この限りでないとしています。

ついては、総合事業のみなし指定を不要とする場合は、27年3月31日までに申出書（下記参照）を県（大分市内に所在する事業所については県への提出は不要）及び所在地を管轄する市町村（他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他の市町村を含む。）に提出してください。

※特にみなし指定を**不要**としない場合は、申出書の提出の必要はありません。

申出書の様式は、下記のホームページに掲載しています。

### 【ホームページ】 介護予防サービスの介護予防・日常生活支援総合事業への移行について

<http://www.pref.oita.jp/site/818/sogojigyo-iko.html>

## ●マイナンバー制度について

平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりに届け、28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用する「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」が始まります。

事業者の方は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。マイナンバーには、利用、提供、収集・保管の制限があります。マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。そのための取扱いを分かりやすく解説したガイドラインがあります。

まずは、マイナンバー制度やガイドラインを紹介しているホームページをご覧ください。

また、マイナンバー制度については、コールセンターが設置されています。不明な点は、コールセンターへお問合せください。

### ■大分県ホームページ

「[民間事業者の方へ] 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）のお知らせ」

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/11100/bangojigyosya.html>

### ■内閣官房社会保障改革担当室ホームページ

「社会保障・税番号制度」

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

### ■特定個人情報保護委員会ホームページ

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

- マイナンバーに関するコールセンター（問合せ先）  
コールセンター 0570-20-0178  
（受付時間）土日、年末年始を除く9：30～17：30

●能力開発啓発セミナー～魅力的な職場環境を実現するために～

公益財団法人介護労働安定センターで、下記のとおり「能力開発啓発セミナー」の受講者を募集していますので、お知らせします。

また、介護労働安定センターでは、魅力的な職場環境を実現するため介護分野における体系的な人材育成のご提案やご相談を実施しています。

そのほか、職員のキャリア形成等について介護人材コンサルタントによるコンサルティング（無料）を行っています。相談については随時受付を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

「能力開発啓発セミナー」  
～魅力的な職場環境を実現するために～

※受講料無料

日 時	平成27年3月10日（火）9時30分～12時
場 所	三井生命大分ビル9階 会議室（大分市中央町2-9-24）
定 員	50名 ※先着順
内 容	（1）「介護事業所における人材育成過程と手法・担い手」 講師：下郡 恵美子 氏 （公財）介護労働安定センター大分支部人材育成コンサルタント ・採用直後の初期教育が要 ・個人における業務別能力評価と目標値設定 ・課題発見即時対応できる体制づくり ・教育担当者の育成方法 （2）「26年度人材育成のためのコンサルティングを受けて」 発表者：社会福祉法人庄内厚生館教育担当 首藤安信 氏 ・管理者が持っていた問題意識と改善目標 ・コンサルティングの実際 ・組織、職位別コンサルティング効果と人材育成に向けた事業所内計画 （3）「キャリア形成促進助成金についてご案内」 介護労働安定センター大分支部 能力開発アドバイザー

※事前申込みが必要となります。詳細は、下記までお問い合わせください。

《お問合せ・申込先》

（公財）介護労働安定センター大分支部 担当：高倉・三宮・生野  
TEL 097-538-1481 FAX 097-538-1486